

平成29年10月号

交通安全テスト

(中学・高校生用)

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかり、相手の人が「急いでるので。」と言ってそのまま立ち去ったが、自分一人だけで警察に交通事故の届出をした。

- ② 自転車で道路を走行中に、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側を通り抜け、車の前に出た。

- ③ 信号機の信号は、自分が進んでいる方向の前方の信号機に従わなければならぬが、横の信号が赤色になつていれば前方の信号は必ず青色になつてゐる。

- ④ 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。

- ⑤ 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。

交通 安 全 テ ス ト

平成29年10月号

解答・解説 (中学・高校生用)

① 自転車に乗っているときに歩いている人とぶつかり、相手の人が「急いでるので。」と言つてそのまま立ち去つたが、自分一人だけで警察に交通事故の届出をした。【○】

A：交通事故があった時は、相手が事故現場から立ち去つたとしても、警察に事故の届出をしなければなりません。

● 道路交通法第72条第1項（交通事故の場合の措置（抜粋））

交通事故があったときは、当該交通事故に係る車両等の運転者その他の乗務員は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該車両等の運転者は、警察官が現場にいるときは当該警察官に、警察官が現場にいないときは直ちに最寄りの警察署の警察官に当該交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及び損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を報告しなければならない。

【罰則】

- 救護（緊急）措置義務違反（死傷事故の場合）
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金
- 報告義務違反
3か月以下の懲役又は5万円以下の罰金

<指導のポイント>

自転車も車両の仲間ですので、警察への届出義務があります。そのまま立去るとひき逃げなどの疑いで取り調べられる場合があります。

交通事故を起こした場合は、相手が事故現場から立ち去つたとしても、自分で110番通報するか、周りの人に110番通報を依頼する等して、必ず警察に届出をしなければなりません。

② 自転車で道路を走行中、前を走っていた車が交差点の手前で停止したので、後方の安全を確かめて、止まっている車の右側を通り抜け、車の前に出た。【×】

A：止まっている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

● 道路交通法第32条（割り込み等の禁止）

車両は、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため、停止し、若しくは停止しようとして徐行している車両等又はこれらに続いて停止し、若しくは徐行している車両等に追いついたときは、その前方にある車両等の側方を通過して当該車両等の前方に割り込み、又はその前方を横切ってはならない。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2（走行上の注意（抜粋））

- (4) 交差点や踏切の手前などで、停止している車やゆっくり進んでいる車があるときは、その前に割り込んだり、これらの車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

＜指導のポイント＞

前の車の右側、左側に関係なく、信号待ち等をしている車の前に割り込んだり、車の間を縫って前へ出たりしてはいけません。

- ③ 信号機の信号は、自分が進んでいる方向の前方の信号に従わなければならぬが、横の信号が赤色になつていれば前方の信号は必ず青色になつている。【×】

A：横の信号が赤色であっても、前方の信号が青色になつているとは限りません。

● 交通の方法に関する教則 第1章第2節1（信号の意味（抜粋））

- (2) 信号機の信号は、前方の信号を見るようにしましょう。横の信号が赤であっても、前方の信号が青であるとは限りません。例えば、全方向が一時的に赤になる信号や、時差式信号機のように特定方向の信号が赤に変わる時間をずらしているものもあります。

＜指導のポイント＞

交差点にある信号機のほとんどでは、一時的に全部の信号が赤色になるタイミングがあります。

また、時差式信号機等もありますので、横の信号が赤であっても、進路前方の信号機を確認し、安全を確かめましょう。

- ④ 歩行者がたくさん渡っている横断歩道を自転車に乗ったまま渡った。【×】

A：歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節1（自転車の通るところ（抜粋））

- (5) 道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければなりません。また、横断歩道は歩行者の横断のための場所ですので、横断中の歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車に乗ったまま通行してはいけません。

＜指導のポイント＞

横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、歩行者の通行を妨げるような場合は自転車から降りて、自転車を押して横断しましょう。

- ⑤ 自転車は、広い道であれば2台までは横に並んで走行してもよい。【×】

A：原則、2台であっても横に並んで走行（並進）してはいけない。

● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

※ 道路交通法第2条第1項第8号・第11号（概要）

- ・ 車両とは自動車、原動機付自転車、軽車両及びトロリーバスをいう。
- ・ 自転車は、軽車両に分類される。

● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

● 交通の方法に関する教則 第3章第2節2（走行上の注意（抜粹））

（5）ほかの自転車と並んで走ったり、ジグザグ運転をしたり、競争したりしてはいけません。

＜指導のポイント＞

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。

ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。



並進可